社会福祉法人はるにれの里

多機能型指定障がい福祉サービス事業所「ふれあいきのこ村」運営規程

(事業の目的)

第 1条 社会福祉法人はるにれの里が運営する障がい者福祉サービス、生活介護事業所・就労継続支援B型事業所「ふれあいきのこ村」(以下、事業者)は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、その他の便宜を適切かつ効果的に行なう生活介護等の事業(以下、事業)を目的とする。

(運営の方針)

- 第 2条 事業者は、指定生活介護計画に基づき利用者の心身の状況及び環境に応じて、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。又その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、日常生活上の支援、日中作業の支援及び、自閉症の利用者にたいする必要なプログラムを行なうことにより、日常生活上の適切な援助を行うこととする。
 - 2 就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を 図り、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的なサービスの提供に 努めるものとする。
 - 4 事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称)

- 第 3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 多機能型指定障がい福祉サービス事業所「ふれあいきのこ村」
- (2) 所在地 生活介護事業所ふれあいきのこ村 石狩市厚田区聚富 488 番地 1 就労継続支援B型事業所ふれあいきのこ村 石狩市厚田区聚富 488 番地 1

(主たる対象者)

第 4条 事業所が行う生活介護等の主たる対象者は、知的障がい者とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第 5条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤、サービス管理責任者兼務) 管理者は、従業者及び業務の管理をの他の管理を一元的に行わる。す

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行なう。また、従業者に法令を 遵守させるために必要な指揮命令を行なう。

- (2) サービス管理責任者 1名(常勤、管理者兼務)
 - サービス管理責任者は次の業務を行なう
 - ① 次条の規定する生活介護計画の作成等に関すること。
 - ② 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - ③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行なうこと。
 - ④ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行なうこと。
- (3) 栄養士 1名(常勤で兼務)

栄養士は、利用者の食事について献立や指導により適正な栄養摂取をはかる。

(4) 事務員 1名(常勤で兼務) 事務員は必要な事務を行う。

2 生活介護

(1) 医師 1名(非常勤)

医師は利用者に対し日常生活上の健康管理及び療育上の把握、指導を行なう。

(2) 看護師 1名(常勤で兼務)

看護師は医師と協力し各事業所利用者の健康管理や健康状態を把握し、利用者の良好な健康の維持に努める。

(3) 生活支援員 12名(常勤専従10名、非常勤専従2名) 生活支援員は利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整及び日 常生活の支援を行う。

- 3 就労継続支援B型
- (1)職業指導員 1名(常勤専従)

職業支援員は利用者の必要な職業に関する支援を行う。

(2) 生活支援員 1名(常勤専従)

生活支援員は利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整及び日常生活の支援を行う。

(3) 目標工賃達成指導員 1名(常勤専従)

目標工賃達成指導員は利用者の工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組む。

(利用者の定員)

- 第 6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
 - (1) 生活介護 30名
 - (2) 就労継続支援B型 10名

(営業日及び営業時間)

- 第 7条 事業者が事業のサービスを提供する提供時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 年中無休とする。ただし、事業所が臨時に休日を設けることがある。
 - (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
 - (3) サービス提供日 年中無休とする。ただし、事業所が臨時に休日を設けることがある。
 - (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
 - (5) なお、営業日、サービス提供日については、利用者の状態や原則日数を超える支援が必要と市町村が判断した場合、原則の日数を超えて営業並びサービスの提供を行なうこととする。

(サービスの内容)

- 第 8条 事業所で行う生活介護の内容は次のとおりである。
 - (1) 生活介護
 - ①生活介護事業計画の作成
 - ②食事の提供
 - ③排泄、食事、身体等の介護
 - ④創作的活動及び生産活動
 - ⑤身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 - ⑥生活相談
 - ⑦健康管理
 - ⑧その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言
 - (2) 就労継続支援B型
 - ①就労継続支援B型事業計画の作成

- ②食事の提供
- ③排泄、食事、身体等の介護
- ④就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ⑤就労の機会の提供及び生産活動(施設外支援・施設外就労)
- ⑥実習先企業等の紹介
- ⑦求職活動支援
- ⑧職場定着支援
- 9生活相談
- 10健康管理
- 印その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

(事業計画の作成等)

- 第 9条 管理者は、サービス管理責任者に生活介護計画及び就労継続支援B型計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - 2 事業計画の作成に当たっては、適正な方法により利用者についてその有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立して日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。
 - 3 前項に規定する適切な支援内容の把握(以下「アセスメント」という)に当たっては、利用 者に面接して行なうものとする。この場合において、サービス管理責任者は面接の趣旨を利用 者に対して十分に説明し理解を得るものとする。
 - 4 サービス管理者はアセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向と 総合的な支援の方針、生活全般の質を向上せるための取り組み課題、事業の目標及びその達成 時期、事業を提供する上での留意事項等を記載した事業計画の原案を作成するものとする。こ の場合には、当該事業所が提供する事業以外の福祉サービス等の利用も含めて事業計画に位置 付けるよう努めるものとする。
 - 5 サービス管理責任者は事業計画の作成に係る会議(利用者に対する事業の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行なう会議をいう)開催し、前項に規定する事業計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
 - 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する事業計画の原案の内容について、利用者又はその 家族に対して説明し文章により利用者の同意を得るものとする。
 - 7 サービス管理責任者は事業計画を作成した際には、当該事業計画を利用者に交付するものとする。
 - 8 サービス管理責任者は事業計画の作成後、少なくても4ヶ月に一回以上(就労継続支援B型事業計画については6ヶ月に1回)の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む)を行い、必要に応じて事業計画の変更を行なうものとする。
 - 9 前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という)にあたっては、利用者と連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行なうものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第1項から第7項までの規定は、第8項に規定する事業計画の変更について準用する。

(利用者から受領する費用の額)

- 第10条 事業者は事業を提供した際は、利用者から当該事業に係る利用者の負担額の支払いを受けるものとする。
 - 2 事業者は、法定代理受領を行なわない事業を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額の他、利用者から障害者総合支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。
 - 3 事業者は前2項の支払いを受ける額のほか、事業において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用

- 1食あたり350円とする。
- (2) 創作的活動又は生産活動に係る材料費の実費
 - ①外出等に係る個人の飲食費等。
 - ②創作的活動及び生産活動に係る材料費。
 - ③その他は別表に定める。
- 4 事業者は前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用の係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は、石狩市近郊と札幌市とする。
 - 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(事業の工賃の支払い)

- 第12条 事業者は事業の生産活動で収益が出た場合に従事している利用者に、事業収入から事業 に必要な経費を控除した額を工賃として支払うものとする。
 - 2 前項の場合において、就労継続支援B型事業所については、1月当たりの工賃の平均額は、 3,000円を下回らないものとする。

(指定障がい福祉サービス事業者等との連携)

- 第13条 事業者は事業を提供するにあたって、他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
 - 2 事業者は事業の提供の終了の際、利用者又は保護者に対し適切な援助を行い保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第14条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 虐待の防止を啓発、普及するための事業スタッフに対する研修の実施
 - (5) その他、利用者の人権擁護、虐待防止等のため必要な措置

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第15条 利用者は、事業のサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
 - (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスを受けるように留意する。
 - (2) 重要事項説明書に記載されている事項を遵守すること。
 - (3) その他、管理者が定めた事業所内外の利用規程を遵守すること。

(緊急時等における対応方法)

第16条 従業者等は、事業を提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速 やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければ ならない。

(非常災害対策)

- 第17条 従業者等は事業を提供中に非常災害が発生したときは、避難等適切な措置を講じ、利用 者の安全を確保する。また、管理者は、日常的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方 法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
 - 2 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるために、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情解決)

第18条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け 付けるための窓口を設置するものとする。

(従業者の研修)

- 第19条 事業者は、利用者に対して適切な施設支援を提供するため、職員の資質の向上を図る ための研修の機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2)継続研修 随時

(勤務体制の確保)

- 第20条 事業者は利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制 を定めておくものとする。
 - 2 事業者は事業所ごとに当該事務所の従業者によって事業を提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
 - 3 事業者は従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(記録の整備)

- 第21条 事業者は、事業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 2 事業者は利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 従業者は、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するための必要な措置を講じなければならない。
 - 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人はるにれの里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は平成21年 3月31日から施行する。
- 一部改正 平成22年12月 1日 (就労継続支援B型定員変更)
- 一部改正 平成23年 7月 1日 (生活介護人員配置区分変更)
- 一部改正 平成24年 2月 1日 (就労継続支援A型追加)
- 一部改正 平成25年 7月 1日 (就労継続支援A型削除)
- 一部改正 平成28年 4月 1日 (就労継続支援B型職員職種追加)